

第Ⅶ部

パリ条約による優先権

第Ⅶ部	1
第Ⅶ部 パリ条約による優先権	1
1. 概要.....	1
2. パリ条約による優先権の主張の要件等	1
2.1 パリ条約による優先権を主張することができる者.....	2
2.2 パリ条約による優先権の主張を伴う我が国への出願ができる期間.....	2
2.3 パリ条約による優先権の主張の基礎とすることができる出願.....	2
2.3.1 第一国にした正規の出願であること	2
2.3.2 第一国にした最初の出願であること	3
2.3.3 第一国にした意匠登録出願、実用新案登録出願、又は特許出願であること	3
2.4 パリ条約による優先権の主張の手続.....	4
2.5 特許法第43条の3に規定されたパリ条約の例による優先権.....	4
3. パリ条約による優先権の主張の効果	5
4. 優先権主張の効果の認否における意匠の同一	5
4.1 優先権主張の効果の認否における「意匠の同一」についての基本的な考え方 ...	5
4.2 「意匠に係る物品」の欄の記載について	6
4.3 一出願に含まれる意匠数について.....	7
4.4 意匠を構成する部品の組合せ、分離について.....	9
4.5 第一国出願の図面等において物品等の全体の形状等が表されていない場合につ いて.....	11
4.6 意匠の構成要素が異なる場合	13
関連規定	1